

第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」開催事業

(2) 事業の目的

高知県、高知県教育委員会及び(公財)高知県人権啓発センター（以下「人権啓発センター」という。）の3者が主催する人権啓発イベントである本事業は、「人権週間（12月4日～10日）」を周知するとともに、私たちのまわりにある様々な人権問題について、県民が関心を持ち理解を深めることができるよう、「明るく、楽しく」を基本とした啓発の場を提供することで、県民の人権意識の高揚を図ることを目的とします。

2 委託する業務等

(1) 委託業務の内容

別途定める「第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」開催業務委託仕様書」のとおりです。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)までとします。

3 見積限度額

8,300,000円以内（消費税額及び地方消費税額10%を含む。）

4 企画提案者の募集

募集の方法は、公募型プロポーザル方式で行います。

5 資格要件

高知県の令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）（※令和8年4月1日現在）の営業種別「36 広告・催事関連サービス」に登録されている者のうち、営業種目に「イベントに関する企画・運営」かつ「広告代理」の登録がある者。

6 業務委託契約の相手方の選定方法

9-(1)に定める「第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」委託業務プロポーザル審査委員会」において、プロポーザル参加者の企画提案書とプレゼンテーション内容の審査を行い、委託契約の相手方となる候補者と次点者を選定します。

候補者の選定は、委託業務の実施に際して、候補者の企画提案内容をそのとおり実施することを約束するものではなく、選定後に人権啓発センターは、候補者と企画提案内容をもとに業務の履行に必要な具体条件などについて協議・調整のための交渉を行い、交渉が整った後に委託契約の手続に進みます。

審査結果を通知した日から20日以内に交渉が整わない場合は、人権啓発センターは改めて、次点者と交渉を行うこととなります。

7 プロポーザル参加申込等

(1) 説明会の開催

(ア) 日時：令和8年6月10日（水）午後1時30分～（1時間程度を予定）

(イ) 場所：高知市本町4丁目1-37

高知県立人権啓発センター 4階 視聴覚室

(2) 質疑と回答

(ア) 質疑書の提出方法

質疑書【様式1】により、持参又はFAXで受け付けます。なお、FAXの場合は電話により着信を確認してください。

(イ) 質疑書の受付期間

令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

(ウ) 回答

質疑と回答は、説明会の全出席者にFAXにより6月17日（水）午後5時までに送信します。

(3) プロポーザル参加申込

プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書【様式2】を提出してください。

(ア) 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(イ) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時（必着）

(ウ) 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-37

(公財)高知県人権啓発センター 企画啓発課 （担当：西山、野瀬）

TEL：(088)821-4681

8 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書の作成

別途定める「第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(3) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時（必着）

(4) 提出先

7（3）（ウ）と同じ。

9 審査等

(1) 審査委員会の設置及び開催

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選定するために、別途定める「第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」及び「第28回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」委託業務プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会による審査を行い、候補者と次点者を選定します。プロポーザル審査委員会（プレゼンテーション）は、令和8年8月6日（木）に開催します。

(2) 審査結果

審査結果は、令和8年8月17日（月）までに文書により通知します。

また、審査結果は、公益財団法人高知県人権啓発センター情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

10 プロポーザルに係る日程

| | |
|--------------|------------------|
| 令和8年6月10日（水） | 説明会の開催 |
| 令和8年6月12日（金） | 質疑書提出メ切 |
| 令和8年6月17日（水） | 質疑事項回答期限 |
| 令和8年6月22日（月） | プロポーザル参加申込書提出メ切 |
| 令和8年7月22日（水） | 企画提案書の提出メ切 |
| 令和8年8月 6日（木） | 審査委員会（プレゼンテーション） |
| 令和8年8月17日（月） | 審査結果の文書通知期限 |

11 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は必要に応じ複写（人権啓発センター内及び審査委員会での使用に限る）します。

(3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には、情報公開規程に基づき個人情報などを除き原則開示することになります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は、情報公開規程第3条第3項第3号の規定により非開示となりますので、該当する場合は、理由書【様式3】に非開示を希望する具体的な箇所及びその理由を記載のうえ、企画提案書と合わせて令和8年7月22日（水）までに提出してください。

開示・非開示の判断は、提出された理由書の内容や規程等に基づき人権啓発センターが行います。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

12 その他

(1) プロポーザル参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。辞退によって、今後の人権啓発センターとの契約等について不利益な取扱をするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての経費は企画提案者の負担とします。

- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合、企画提案者は失格になる場合があります。
- (ア) 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - (イ) 当該プロポーザルの公正な審査を妨げる、関係者（審査委員、人権啓発センター職員等）への不正な接触の事実が認められた場合
 - (ウ) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

13 問合せ先

(公財)高知県人権啓発センター 企画啓発課 (担当：西山、野瀬)
TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440